

補装具費支給申請(視覚障害系補装具)

障害のある方が、生活や仕事に必要な補装具を購入する際に、費用の一部または全額を支給する制度です。

1. 補装具と対象者

①視覚障害者用安全つえ

対象:身体障害者手帳(視覚障害)をお持ちの方、または障害者総合支援法の対象疾病をお持ちの方で視覚に障害のある方。

②義眼

対象:身体障害者手帳(視覚障害)をお持ちの方、または障害者総合支援法の対象疾病をお持ちの方(以下「難病患者等」)で義眼が必要な方。

③眼鏡(矯正用、遮光用、コンタクトレンズ、弱視用)

※眼鏡の申請には、補装具費支給意見書が必要です。補装具費支給意見書は障害者総合支援センターのホームページからダウンロードできます。下記の QR コードをスマートフォン等で読み込み、申請フォームにアクセスしてください。QR コードの読み込みが難しい場合は、直接下記の URL にアクセスしてください。



https://www.city.sendai.jp/shogai-kikaku/download/hosogu_shikyushinsei.html

「矯正用」の対象:視力障害により身体障害者手帳を取得している、または難病患者等で視力障害と同程度の視覚障害がある方。

「遮光用」の対象:身体障害者手帳(視覚障害)をお持ちの方、または、難病患者等で、羞明をきたし、遮光用の装用より優先される治療法がない方。

「コンタクトレンズ(多段階レンズ)」の対象:身体障害者手帳(視覚障害)をお持ちの方、または難病患者等で角膜形状異常や強度屈折異常等のため、一般的なコンタクトレンズの装用が困難な方。

「コンタクトレンズ(虹彩付レンズ)」の対象:身体障害者手帳(視覚障害)をお持ちの方、または難病患者等で角膜白斑あるいは羞明等があり、遮光用の眼鏡装用が困難な方。

「弱視用」の対象:身体障害者手帳(視覚障害)をお持ちの方、または難病患者等で職業上または教育上必要な方。

2. 支給内容

主な購入基準額は次のとおりです(購入基準額には6%または10%の加算がかかります)。

視覚障害者用安全つえ普通用(繊維複合材料が主体の場合):4,200 円

視覚障害者用安全つえ携帯用(繊維複合材料が主体の場合):5,200 円

義眼(オーダーメイド):86,900 円

眼鏡(矯正用・6D 未満(一番程度が軽い度数)の場合):16,900 円

眼鏡(矯正用・10D 以上(程度が中等度以上)の場合):24,000 円

眼鏡(遮光用・前掛け式):22,400 円

眼鏡(遮光用・掛けめがね式):31,200 円

弱視用(焦点調整式):18,600 円

3. 申請方法

電子申請、郵送申請、窓口申請があります。

電子申請:下記の QR コードをスマートフォン等で読み込み、申請フォームにアクセスしてください。QR コードの読み込みが難しい場合は、直接下記の URL にアクセスしてください。



<https://logoform.jp/form/3PrJ/766627>

郵送申請:下記の QR コードをスマートフォン等で読み込み、申請書をダウンロードし、当センターに郵送してください。QR コードの読み込みが難しい場合は、直接下記の URL にアクセスしてください。



https://www.city.sendai.jp/shogai-kikaku/download/hosogu_shikyushinsei.html

窓口申請:各区・宮城総合支所障害高齢課または障害者総合支援センターの窓口でも申請が可能です。

申請書送付先・問い合わせ先
仙台市障害者総合支援センター
〒981-3133 仙台市泉区泉中央 2-24-1
TEL 022-771-6511